

贈与？ 名義預金？ 贈与と認められるには

名義預金等とは

形式的には配偶者や子・孫などの名前で預金しているが、収入等から考えれば、実質的にはそれ以外の真の所有者がいる、つまり、それら親族に名義を借りているのに過ぎない預金をいいます。

名義は被相続人のものでなくても、実質的に被相続人に係る預貯金と認められるものは、被相続人の相続財産に該当します。このような名義預金のほか、株式についても同様に名義株式とされるものがあります。

現金預金の贈与の注意点

不動産などの贈与の場合は、所有権移転に係る登録免許税・不動産取得税・司法書士報酬など、諸経費が発生するとの理由から、現預金の贈与の方が行われているようです。確かに、特に煩わしい手間などが無いため実行しやすいのですが、次のような点には注意が必要です。

贈与証書の作成

通常第三者に贈与をする場合には、いつ・誰が・誰に贈与するかを明確にするとされます。そのために、できるだけ贈与証書の作成をお勧めします。

財産の移動

不動産の贈与については、所有権移転を行うことにより財産の移転イコール贈与となりますが、現預金の場合も同様、贈与証書に記載された財産の移転日(贈与証書作成日と同日の場合が多いです。)に必ず実行してください。

例えば、長男に現金 100 万円の贈与を行う場合には、贈与する者の現金口座から出金された事実、長男の預金口座に入金された事実を確認できるようにして頂くのも一つです。

預金口座は贈与された人の名義で作成

本人の預金口座は通常本人が作成します。例えば、預金口座を長男名義で



作成する場合は、当然長男が銀行に作成しに行きます。但し、未成年者の場合は親権者（両親など）が作成することになります。

通帳などの保管

贈与を受けた場合には、贈与を受けた人自身が通帳・印鑑・証書などを保管することになります。よく税務調査において名義預金が見つかったといわれるケースは、これらの通帳などの保管状況の指摘が考えられます。

例えば、贈与をした者に相続が発生し、その後税務調査において、子（孫）名義の預金通帳が金庫から出てきたとします。

この場合、子名義の通帳は子が保管する又は子が未成年者であれば親権者である子の両親が保管するはずなのに、被相続人や配偶者が保管しているようなケースがあります。

印鑑

印鑑も前記と同様、贈与を受けた人自身が管理するため、他人と同じ印鑑（特に贈与をした者）であれば、本当に贈与したかどうか疑われます。つまり、仮に贈与をした者と同じ印鑑であれば、贈与をした者の名義預金としてみられる可能性が高いことになります。このケースも実際の税務調査においてはかなり厳しく指摘を受ける場合が多いです。

贈与税の申告の有無

贈与税の申告がない場合は、名義借りと判断される可能性が強くなります。つまり、現預金・有価証券などは単に名義だけを変えたもので、実質は父の財産と判断され相続財産として相続税が課されます。

3. 結論

贈与については、贈与と認められるように実行をする必要があります。例えば、現預金の贈与において、せっかく贈与をしてきたことが、相続税の税務調査で全く認められなかったなどということにならないためには、適切なアドバイスの元で毎年着実に実行されることをお勧めします。

